

松本市告示第424号

松本市アルプス公園魅力向上検討会議設置要綱を次のように定める。

令和4年10月7日

松本市長 臥雲 義尚

松本市アルプス公園魅力向上検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現在のアルプス公園が有する課題を解決し、未整備地の活用方針を主軸に、公園全体の更なる魅力向上を図る方向性を検討するため、松本市アルプス公園魅力向上検討会議（以下「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 未整備地の利活用に関すること。
- (2) 展望広場解体後の利活用に関すること。
- (3) 未整備地を含む公園南側の玄関口に当たる一帯の利活用に関すること。
- (4) アルプス公園全体の更なる魅力向上を図る方向性に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 町会関係者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 市民、利用者の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、建設部公園緑地課及び総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。